

## 管理者の資格要件

屋外広告物の管理者の要件は下記のとおりです。

- 1 屋外広告士（県条例第 19 条の 11 第 1 項第 1 号）
- 2 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を有する者、技能検定に合格した者及び広告美術仕上げに係わる免許を有し、技能検査に合格し、又は、職業訓練を終了した者（県条例第 19 条の 11 第 1 項第 3 号）
- 3 建築士の資格を有する者（県施行規則第 15 条第 2 項第 1 号）
- 4 電気工事士の資格を有する者（県施行規則第 15 条第 2 項第 2 号）
- 5 第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者  
（県施行規則第 15 条第 2 項第 3 号）
- 6 職業訓練で帆布製品製造に係わるものを終了した者又は職業訓練指導員免許で帆布製品科に係わるものを受けた者又は技能検定で帆布製品製造に係わるものに合格したもの（県施行規則第 15 条第 2 項第 4 号）

上記の 1～6 の要件のいずれかに該当すれば屋外広告物の管理者の資格を有することができます。

（注意）

なお、屋外広告業の登録をしている屋外広告業者は、各営業所にこれらの資格者を設置することとなっています。

### **ご注意！**

- ◆ 鹿児島県屋外広告物条例等の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日から上記管理者の資格要件から「1 都道府県、指定都市又は中核都市が行う屋外広告物講習会修了者および、4 屋外広告物講習会修了者等認定者」が除外されました。（詳細は、別添チラシをご参照ください）。